

議案第 43 号

議決第 号

始良市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件

始良市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したい。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年6月18日 提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

始良市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年始良市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第140条の66第1号」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第4条第1項中「員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次号において同じ。)」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。